

全国一番の子育て環境
のまちづくり



久御山町 こども計画



こどもまんなか
みんなの声が響く
くみやま



概要版



令和7年3月
久御山町



計画策定の趣旨

本町では、令和2年3月に策定した「第2期久御山町子ども・子育て支援プラン」が令和6（2024）年度で計画期間を満了するため、新たに、「こども基本法」第10条第2項に基づく「久御山町こども計画」を策定しました。この計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定し、こども施策を全体的かつ統一的に推進するものです。今後、この計画に基づき、本町において、次代を担うすべての子どもたちが、心身ともに健康で、安全に安心して育っていくための取組を推進します。

計画の基本理念

基本理念

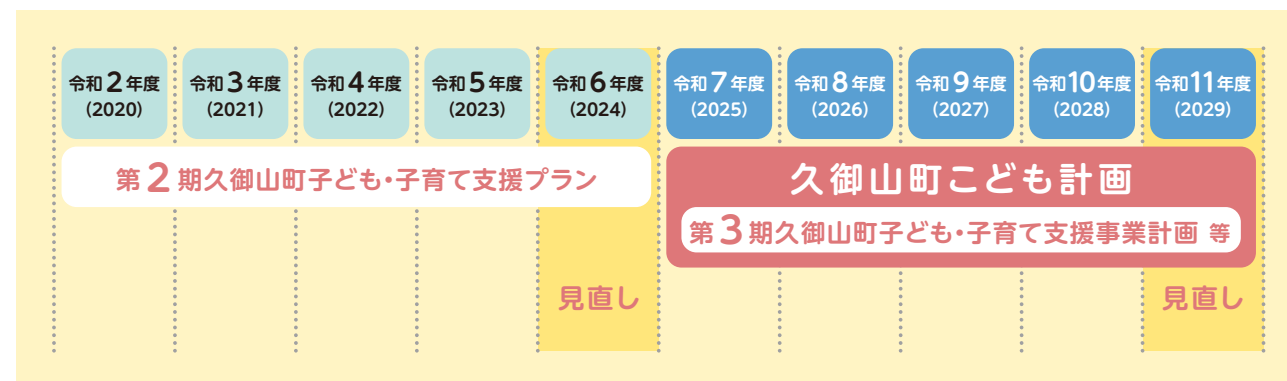
こどもまんなか みんなの声が響く
くみやま

計画の基本理念は、5年間の計画期間の中で久御山町のこども、子育て世代が安全・安心に暮らすことのできるまちづくり、子育て環境の充実、若者の社会参画等を包含した将来に向けてめざすべきビジョンです。家庭、地域、学校、行政、事業所等のすべてが基本理念のビジョンを共有し、「全国一番の子育て環境のまちづくり」をともに推進していくための共通理念となります。

こども施策を推進していくにあたっては、こどもたちを町のまんなかで据え、こどもたちの意見を大切にしながら、すべてのこどもたちが将来にわたって幸福生活を送ることができるよう意識して取り組み、そして、家庭、地域、学校、行政、事業所等が連携して、こどもの健全な成長と若者の社会参加の促進、子育て家庭を支えるために、こどもをまんなかとして集まり、わいわいと会話するような久御山町となることをめざして、本計画の基本理念を『こどもまんなか みんなの声が響く くみやま』とします。

計画の期間

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえた見直しを行い、新たに次期5年間の計画を策定します。



計画の基本目標、施策、主な取組

「こどもまんなか」の実現に向けた取組

地域のつながりの希薄化、働く女性の増加の傾向がみられます。子育て家庭を支えるため、地域でこどもを育てる環境づくりに取り組みます。

重点事業

★子育てしやすいまちづくりの構築 新規

住まいと暮らしにかかる施策を計画的かつ総合的に推進するため、住生活基本計画を策定し、その中で、みなくるタウンの住街区促進ゾーンを整備するとともに、御牧地域においてモデル地区を位置付け、住宅の確保を進めます。

★地域全体で子育てをする気運の醸成

こども食堂、こどもの居場所づくりへの支援、地域で子育て支援に関するイベント等を実施する団体の支援に努め、地域全体で子育てをする気運の醸成に努めます。

★久御山中央公園の再整備

交流と憩いの場を創出する「まちのにわ構想」に基づき策定した「久御山中央公園整備基本計画」により、公園としての機能を拡充し、再整備後の久御山中央公園がこどもの遊び場や、保護者・地域住民が交流できる場となるようリニューアルに取り組みます。

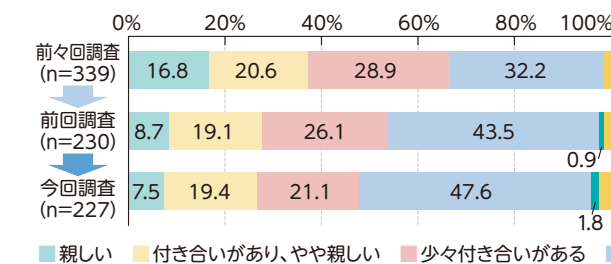
★こどもの居場所づくり推進と支援 新規

こどもをまんなかで地域がつながるまちづくりのモデルケースとして「みまきっこまんなか応援まちづくり事業」の推進、民間が実施することも食堂、こどもの居場所への支援に努めます。

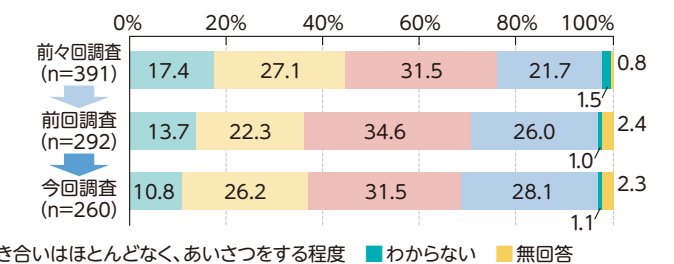
久御山町のこども・若者・子育てを取り巻く現状と傾向

▼ご近所や地域の人々とのお付き合いの状況について

●就学前児童の保護者

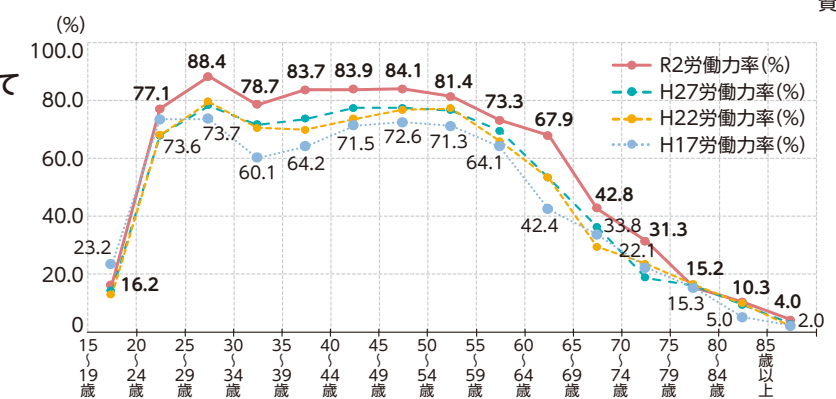


●小学生の保護者



資料：アンケート調査

▼年齢別の働く女性の傾向について



資料：国勢調査

こども・若者・子育ての ライフステージによらず行う支援

すべてのこどもたちが心身ともに健全に成長するため、こども・若者・子育てのすべてのライフステージで切れ目なく継続した取組を実施します。



重点事業

★「こども未来魅力化アクション・プラン」策定 新規

生活困窮世帯のこども等を早期発見・早期支援するため、こどもの家庭環境等を踏まえた指導体制の充実等についての計画を策定します。

★教育と福祉の連携システムの構築 新規

生活困窮等の課題を持つ家庭を早期発見・早期支援するための連携システムを教育部門と福祉部門で構築します。また、子育て応援センター「はぐくみ」が教育部門と福祉部門をつなぐ機関となるよう、体制を確保します。

こども・若者・子育ての ライフステージごとの支援



出産・子育てに不安を抱えやすい産前産後というライフステージでの支援について、重点的に取り組みます。

重点事業

★アウトリーチ型支援の実施 新規

新生児期の訪問とその後の「はぐくみ定期便」による訪問で、こどもの成長・発育と産婦の心身の健康状態の把握に努めます。

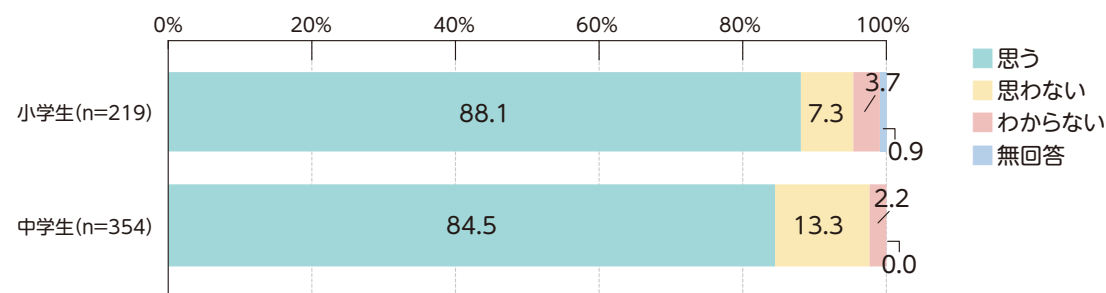
★子育て支援センターの充実 新規

産後の子育て家庭の孤立化を防ぐため、身近な相談機関として体制強化を図るとともに、妊婦へのイベント実施など、子育て家庭が訪れやすい環境づくりに努めます。また、地域の子育て支援の拠点として、新たに高齢者施設との連携をするなど、多世代交流の機会充実に努めます。

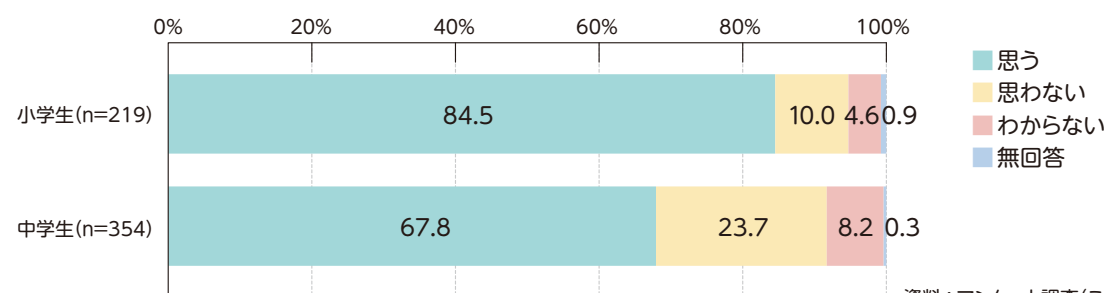
久御山町のこども・若者・子育てを取り巻く現状と傾向

▼こどもが普段の生活の中で感じていることについて

●努力すればできるようになると思う



●自分には将来の目標があると思う

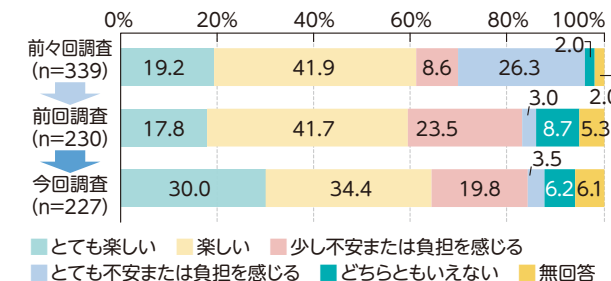


資料：アンケート調査(こども票)

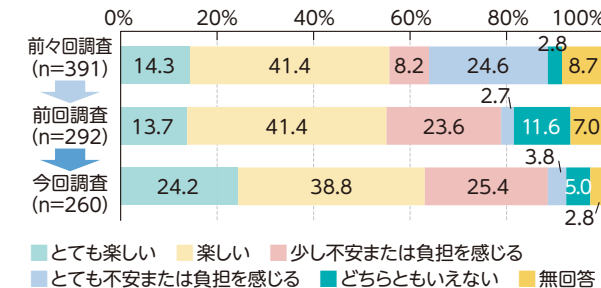
久御山町のこども・若者・子育てを取り巻く現状と傾向

▼子育てで感じていることについて

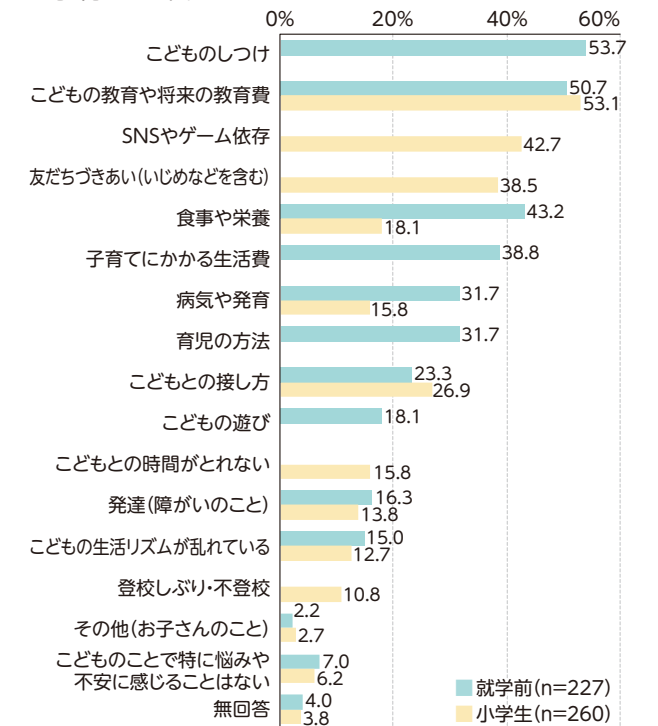
●就学前児童の保護者



●小学生の保護者



▼子育てで不安に感じることにについて



資料：アンケート調査

教育・保育事業に係る量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法の規定に基づく本町の教育・保育提供区域は、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件、地域特性などを総合的に勘案し、久御山町全域を提供区域とします。

また、教育・保育を必要とするこどもの数及び町の受入許容数をそれぞれ「量の見込み」、「確保方策」とし、1～3号認定別に設定します。

教育・保育施設の量の見込みと確保方策 ▶▶▶

認定区分	年齢	主な利用施設	令和11年度(2029)	
1号認定	3～5歳	幼稚園、こども園(幼稚園部分)	量の見込み	44人
			確保方策	50人
2号認定		保育所(園)、こども園(保育所(園)部分)等	量の見込み	200人
			確保方策	220人
3号認定	0歳	保育所(園)、こども園(保育所(園)部分)等	量の見込み	22人
			確保方策	25人
	1歳		量の見込み	61人
			確保方策	65人
	2歳		量の見込み	67人
			確保方策	70人

地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

本町における地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、久御山町全域を提供区域とします。また、国の基本指針等を踏まえ、提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、各事業の利用量に対する十分な確保の方策を設定します。

地域子ども・子育て支援事業の確保方策 ▶▶▶

事業	事業内容	令和11年度(2029)	
利用者支援事業 (こども家庭センター型) (地域子育て相談機関)	子育て家庭等から身近な場所で相談を受け、個別のニーズに合わせた寄り添い型の支援を実施します。	量の見込み	各2か所
		確保方策	各2か所
妊婦等包括相談支援事業		量の見込み	309人回
		確保方策	309人回
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターあいあいホールにおいて、就学前のこどもを子育てしている保護者に対して、子育て情報や交流の場の提供、子育て相談等を行います。	量の見込み	603人回
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	量の見込み	103人
		確保方策	103人
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査用受診券(14回分)を発行します。	量の見込み	2,595人回
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	量の見込み	29世帯
		確保方策	29世帯
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭を訪問し、相談対応や家事・子育て等の支援を実施する事業です。	量の見込み	29世帯
		確保方策	29世帯
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこどもたちに対して、居場所となる場を開設し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。町では、すべてのこどもたちの居場所づくりを推進します。	量の見込み	7人
親子関係形成支援事業	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。	量の見込み	7人
		確保方策	7人

事業	事業内容	令和11年度(2029)		
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもを児童養護施設等で預かり、必要な保護を行います。	量の見込み	2人	
		確保方策	2人	
一時預かり事業 (一時保育事業)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、こども園において、一時保育を行います。	量の見込み	104人	
		確保方策	104人	
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	子育て中の保護者等を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人(おねがい会員)と、当該援助を行うことを希望する人(まかせて会員)との相互援助活動に関する連絡や調整を行います。	量の見込み	80人	
		確保方策	80人	
時間外保育事業 (延長保育事業)	保育認定を受けたこどもについて、基本教育・保育時間以外の時間において、こども園で保育を行います。	量の見込み	425人	
		確保方策	425人	
幼稚園預かり保育	基本教育・保育時間終了後に、保護者の要請などに応じて預かり保育を実施します。	量の見込み	790人	
		確保方策	790人	
病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	急な病気でこども園などが利用できないこどもを一時的に預かり、保育・看護する事業で、委託する病院併設の保育施設で実施します。	量の見込み	28人	
		確保方策	28人	
放課後児童 健全育成事業 (仲よし学級)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、放課後等で生活指導及び適切な遊びを通して、こどもの安全と心身の健全な育成を図ります。	量の見込み	231人	
		確保方策	231人	
	学年別	1年生	量の見込み	55人
		2年生	量の見込み	63人
		3年生	量の見込み	57人
		4年生	量の見込み	37人
		5年生	量の見込み	12人
		6年生	量の見込み	7人
産後ケア事業	産後の母子に対し、助産師等が専門的な視点から心身のケア、授乳や相談等の育児支援を行う事業です。宿泊(ショートステイ)型、通所(デイケア)型、訪問型があり、それぞれ適切なサービスを提供しています。	量の見込み	77人	
		確保方策	77人	
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	すべての子育て家庭に対して、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。	量の見込み	6人	
		確保方策	6人	
実費徴収に係る 補足給付を行う事業	世帯の所得の状況等を勘案して、幼稚園、認定こども園等に支払うべき日用品やその他の保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加等に要する費用等を助成する事業です。今後の制度動向等に注視しながら、必要に応じて、事業を検討・調整します。			
多様な事業者の参入 促進・能力活用事業	保育所、小規模保育事業、こども園や地域子ども・子育て支援事業に参入する民間事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援を行う事業です。現在、民間事業者の参入予定はありませんが、必要に応じて実施を検討します。			

計画の推進

(1) 住民や関係団体、企業等との連携

本計画の推進にあたっては、家庭、地域、学校、行政、事業所等それぞれが、子育てやこどもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わる様々な施策を計画的・総合的に推進します。また、計画の内容について町広報紙等、様々な方法で住民等の理解を深めるとともに、地域で子育てをする気運の醸成等、子育てしやすいまちづくりを推進します。

(2) 計画の進行管理

「久御山町子ども・子育て会議」において、年度ごとにPDCAサイクル【Plan(計画)―Do(実施・実行)―Check(検証・評価)―Action(改善)】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

成果指標

取組	成果指標		基準値	目標
			令和5年度	令和10年度
「こどもまんなか」の実現に向けた取組	〈アンケート〉 地域との付き合いについて「親しい」「やや親しい」と回答した保護者の割合	就学前	26.9%	→
		小学生	37.0%	→
こども・若者・子育てのライフステージによらず行う支援	〈アンケート〉 「自分には将来の夢や目標がある」と回答するこどもの割合	小学生	84.5%	→
		中学生	67.8%	→
こども・若者・子育てのライフステージごとの支援	〈アンケート〉 子育てが楽しいと感じている保護者の割合	就学前	64.4%	→
		小学生	63.0%	→



久御山町 こども計画 [概要版]

発行：久御山町 民生部 子育て支援課

〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ38番地

TEL:075-631-9904/0774-45-3905(直通) FAX:075-632-5933